

吹田市国民健康保険条例の一部改正について

1 概要

国民健康保険広域化及び税制改正に伴い、吹田市国民健康保険条例を一部改正し、併せてその他規定整備をするものです。

2 改正内容

(1) 保険料率

均等割と平等割の比率の変更

現行 医療分・支援金分 20 : 30 介護分 27 : 23

改正(案) 医療分・支援金分 22.5 : 27.5 介護分 33 : 17

(6年間で医療分・支援金分 30 : 20、介護分 50 : 0に移行)

年度別賦課割合一覧表(予定)

医療分、後期支援金分

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	17.5	20	22.5	25	27.5	30
世帯別平等割	35	32.5	30	27.5	25	22.5	20

介護分

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	21	27	33	39	45	50
世帯別平等割	35	29	23	17	11	5	0

(2) 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

ア 変更点

<限度額の引上げ>

医療分 61万円→63万円

介護納付金 16万円→17万円

後期高齢者医療支援金等 19万円 据置き

合計 96万円→99万円 (3万円の引上げ)

イ 改正に伴う影響

(ア) 一定以上の所得層の保険料が引上げられる要因となる。

1人世帯 給与所得約486万6千円(給与収入約674万円)以上

2人世帯 給与所得約444万8千円(給与収入約623万6千円)以上の世帯で介護分が限度額に到達する。

※ 対象世帯数:約760世帯(介護対象世帯約16,830世帯のうち4.5%)

1人世帯 給与所得約683万7千円(給与収入約893万円)以上

2人世帯 給与所得約659万4千円(給与収入約866万円)以上の世帯で医療分が限度額に到達する。

※ 対象世帯数:約1,010世帯(国保世帯約43,200世帯のうち2.3%)

(4) 7割軽減及び、限度額世帯以外の保険料が抑制される要因となる。

※ 対象世帯数

医療分 約 24,930 世帯 (国保世帯約 43,200 世帯のうち 57.7%)

介護分 約 10,670 世帯 (介護対象世帯約 16,830 世帯のうち 63.3%)

(3) 軽減判定所得の見直し

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割(世帯割)の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。

ア 変更点

軽減のうち、5割軽減と2割軽減の所得基準を次のとおり見直し、対象者を拡大する。(7割軽減の基準は据置き)

(7) 5割軽減の所得基準

<現行>

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額 (33万円)

+ $\boxed{28\text{万円}}$ × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数 ※1) 以下

<改正案>

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額 (33万円)

+ $\boxed{28\text{万}5\text{千円}}$ × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

(4) 2割軽減の所得基準

<現行>

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額 (33万円)

+ $\boxed{51\text{万円}}$ × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

<改正案>

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額 (33万円)

+ $\boxed{52\text{万円}}$ × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

イ 改正に伴う影響

軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引下げられる。

※ 軽減世帯数 (7割・5割・2割)

現行約 22,110 世帯 → 改正後約 22,280 世帯

・新たに2割軽減となる世帯……………約 170 世帯

・2割軽減 → 5割軽減に移行する世帯……約 100 世帯

※1 特定同一世帯所属者…これまで国民健康保険の被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険を喪失し、それ以降も継続して同一世帯に属される方のこと。上記の軽減判定時に、特定同一世帯所属者の人数も含めて軽減基準額を乗ずるようにしている。従前の軽減判定では、他制度へ移行した時点で軽減基準額を乗ずる対象とすることができないため、平成20年度の後期高齢者医療制度発足時にできた制度。

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の40に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の60に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者が属しない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者が属しない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の45に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の55に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者が属しない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者が属しない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p>は改正箇所</p>

現	行	改	正	案
<p>して得た額</p> <p>イ } ウ }</p> <p>2 3</p> <p>-----略-----</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条の2第1項において同じ。）は、<u>610,000円</u>を超えない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の40</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の60</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、</p>	<p>して得た額</p> <p>イ } ウ }</p> <p>2 3</p> <p>-----略-----</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条の2第1項において同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の45</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の55</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、</p>	<p>-----略-----</p>	<p>-----略-----</p>	<p>-----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ } ウ }</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の54に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の46に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 第12条の7の介護納付金賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ } ウ }</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の66に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の34に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 第12条の7の介護納付金賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の46に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 第12条の7の介護納付金賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の34に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 第12条の7の介護納付金賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p>

現	行	改 正 案
<p>(保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p>	<p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p>

現	行	改	正 案
<p>イ -----略-----</p> <p>2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに規定する軽減額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「軽減額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 } 4 } 5 }</p> <p>(督促状の発付)</p> <p>第19条 市長は、納期限までに保険料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に、11日以内の期間を指定して督促状を発する。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第20条 督促状を発付したときは1通につき70円の督促手数料を徴収する。</p> <p>(滞納処分の着手)</p> <p>第21条 納付者が督促状の指定期間までに、保険料及び督促手数料を完納しないときは、市長は、督促状の指定期限の10日後以後に滞納処分に着手する。</p> <p>(納期前の納付)</p> <p>第22条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第23条 市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って、徴収を猶予することができる。</p>	<p>イ -----略-----</p> <p>2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ当該各号に定める額の決定について準用する。</p> <p>3 } 4 } 5 }</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第19条 市長は、督促状を発付したときは、1通につき70円の督促手数料を徴収する。</p> <p>(納期前の納付)</p> <p>第20条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第21条 市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って、徴収を猶予することができる。</p>	<p>イ -----略-----</p> <p>2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ当該各号に定める額の決定について準用する。</p> <p>3 } 4 } 5 }</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第19条 市長は、督促状を発付したときは、1通につき70円の督促手数料を徴収する。</p> <p>(納期前の納付)</p> <p>第20条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第21条 市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って、徴収を猶予することができる。</p>	<p>イ -----略-----</p> <p>2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ当該各号に定める額の決定について準用する。</p> <p>3 } 4 } 5 }</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第19条 市長は、督促状を発付したときは、1通につき70円の督促手数料を徴収する。</p> <p>(納期前の納付)</p> <p>第20条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第21条 市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って、徴収を猶予することができる。</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) } () } (5) } (保険料の減免)</p> <p>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認め る者については、その者の申請により保険料を減免することができる。</p> <p>(1) } (2) } (過誤納金の還付等)</p> <p>第25条 市長は、納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合は、これを当 該納付義務者に還付する。ただし、当該納付義務者について未納に係る他の徴収金 があるときは、その過納又は誤納に係る徴収金をこれに充当することができる。</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第26条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務 が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者 並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要 と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納 付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年中の所得 につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合は当 該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が同項ただ し書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合において は、この限りでない。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第27条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する特例対象 被保険者等の氏名、離職年月日、離職理由その他市長が必要と認める事項を記載し た届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) } () } (5) } (保険料の減免)</p> <p>第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認め る者については、その者の申請により保険料を減免することができる。</p> <p>(1) } (2) } (過誤納金の還付等)</p> <p>第23条 市長は、納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合は、これを当 該納付義務者に還付する。ただし、当該納付義務者について未納に係る他の徴収金 があるときは、その過納又は誤納に係る徴収金をこれに充当することができる。</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第24条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務 が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者 並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要 と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納 付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年中の所得 につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合は当 該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が同項ただ し書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合において は、この限りでない。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第25条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する特例対象 被保険者等の氏名、離職年月日、離職理由その他市長が必要と認める事項を記載し た届出書を市長に提出しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 -----略-----</p> <p>(委任) <u>第28条</u> この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則) <u>第29条</u> この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 <u>第30条</u> この市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。 <u>第31条</u> この市は、偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 <u>第32条</u> 前3条の過料の額は、状況により市長が定める。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>2 -----略-----</p> <p>(委任) <u>第26条</u> この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則) <u>第27条</u> この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 <u>第28条</u> この市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。 <u>第29条</u> この市は、偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 <u>第30条</u> 前3条の過料の額は、状況により市長が定める。</p> <p>2 -----略-----</p>

令和2年度(2020年度)吹田市国民健康保険特別会計予算編成について

予算編成の考え方

平成30年4月の国民健康保険制度改正による広域化に伴い大阪府が市町村とともに共同保険者となりました。府が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業運営のため各市町村が府に「事業費納付金」を納め、保険給付・保健事業に要する費用に対し府より「保険給付費等交付金」が交付されます。

1 令和2年度保険料の算定

(1) 納めるべき事業費納付金

府は国民健康保険事業を運営するための府全体の経費から国費等の公費を差し引き、市町村ごとの被保険者数、世帯数及び所得水準で按分し、市町村ごとの納付金の額を決定します。

吹田市の納めるべき納付金

医療分	6,930,461 千円
支援金分	2,105,521 千円
介護分	805,558 千円
計	9,841,540 千円

(2) 保険料の算定 3 ページ参照

市町村は事業費納付金を支払うため、補助金等ほかの収入を差し引き、保険料を計算します。

(3) 令和2年度における保険料の見直し必要額 4 ページ参照

一人当たり月額調定額	+343 円 (前年度比)
一人当たり月額調定額の改定率	+ 3.13% (前年度比)
(内訳) 医療分	+ 4.07%
支援金分	+ 1.95%
介護分	+ 1.84%

※ 上記は一人当たり月額調定額の対前年度改定案であり、保険料率の改定案については、6～7ページとなります。

2 主な変動要因

(1) 被保険者数の減少

府内の推計被保険者数 186.6 万人 (前年比 △7.7 万人)

(2) 一人当たり医療費の伸び率 +2.46%

- (3) 一人当たり費用 約 8,600 円の増
保険給付費の増加（約 9,900 円）… 保険料の増要因
後期高齢者支援金及び介護納付金の増加（約 3,700 円）… 保険料の増要因
保険料減免の増（約 200 円）… 保険料の増要因
国公費の増（約 5,200 円）… 保険料の減要因

3 保険料抑制のための工夫

- (1) 事業費納付金を抑えるため大阪府が行ったもの
 - ア 2号繰入金を活用（府全体で 16.8 億円）
 - イ 保険者努力分（都道府県分）を活用（25 億円）
- (2) 賦課総額を抑えるため市で行うもの
 - ア 特別交付金を活用（保険者努力分 20,728 千円、2号繰入金 80,000 千円）
 - イ 予備費の廃止（15,000 千円）

4 令和 2 年度 of 取組について

第二期データヘルス計画に基づき、以下の事業を実施していきます。

- (1) 特定健康診査、特定保健指導
高齢者の医療の確保に関する法律に定められている事業で、大阪府国民健康保険運営方針において「別に定める基準」（以下、「大阪府共通基準」という。）で定められた保健事業であり、特定健康診査受診率向上のため未受診者勧奨も引き続き実施します。
- (2) 特定健診フォローアップ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業
非肥満血圧血糖高値者に対する医療機関への受診勧奨をする特定健診フォローアップ事業、かかりつけ医や専門医と連携し、より効果的な保健指導を実施する糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施します。
- (3) 医療費適正化事業
大阪府共通基準の保健事業である医療費通知、後発医薬品差額通知を実施します。また、今年度より重複服薬者への健康相談を実施するべく予算要求をしています。
- (4) 健診助成事業
吹田市各種がん検診等一部負担金の助成及び大阪府共通基準である人間ドック費用の一部助成を引き続き実施します。
- (5) データヘルス計画中間評価
本計画は、平成 30 年度から 6 年間の計画で、令和 2 年度は 3 年目の年にあたるため、中間評価を実施するべく予算要求をしています。

一般被保険者にかかる保険料の算定

①支出見込額

(単位:千円)

	医療分	支援金分	介護分
保険給付費	23,595,598		
事業費納付金	6,930,461	2,105,521	805,558
保健事業費	340,137		
公債費	20		
還付金	40,000		
繰上充用金	111,331	20,449	11,220
計	31,017,547	2,125,970	816,778

②収入見込額

(単位:千円)

国庫支出金	1		
府支出金	24,138,028		
一般会計繰入金(保険料減免分を除く)	281,980		
基盤安定繰入金(保険者支援分)	499,000	165,000	58,000
その他収入	291,070	84,071	44,086
計	25,210,079	249,071	102,086

③賦課総額

①-②÷予定収納率(千円)	6,354,599	2,053,725	799,522
---------------	-----------	-----------	---------

(単位:千円)

A 基盤安定繰入金(保険料軽減分)	949,000	313,000	110,000
B 普通交付金、一般会計繰入金(保険料減免分)	157,650	53,000	24,050
C (A+B)÷予定収納率	1,210,909	400,481	149,961

④収納を確保する保険料

(③-C)×予定収納率(千円)	4,700,818	1,510,899	580,642
-----------------	-----------	-----------	---------

⑤保険料調定額

④÷予定収納率(千円)	5,143,690	1,653,244	649,561
-------------	-----------	-----------	---------

D 被保険者数見込(人)	66,000	66,000	20,000
--------------	--------	--------	--------

⑥被保険者1人当たり年額調定額

⑤÷D(円)	77,935	25,049	32,478
--------	--------	--------	--------

⑦被保険者1人当たり月額調定額

⑥÷12(円)	6,495	2,087	2,707
---------	-------	-------	-------

前年度月額調定額(円)	6,241	2,047	2,658
-------------	-------	-------	-------

調定額対前年度比(%)	4.07	1.95	1.84
-------------	------	------	------

予定収納率	91.39%	91.39%	89.39%
-------	--------	--------	--------

府が示す標準収納率	91.39%	91.39%	91.39%
-----------	--------	--------	--------

平成14年度(2002年度)～平成31年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)改定案

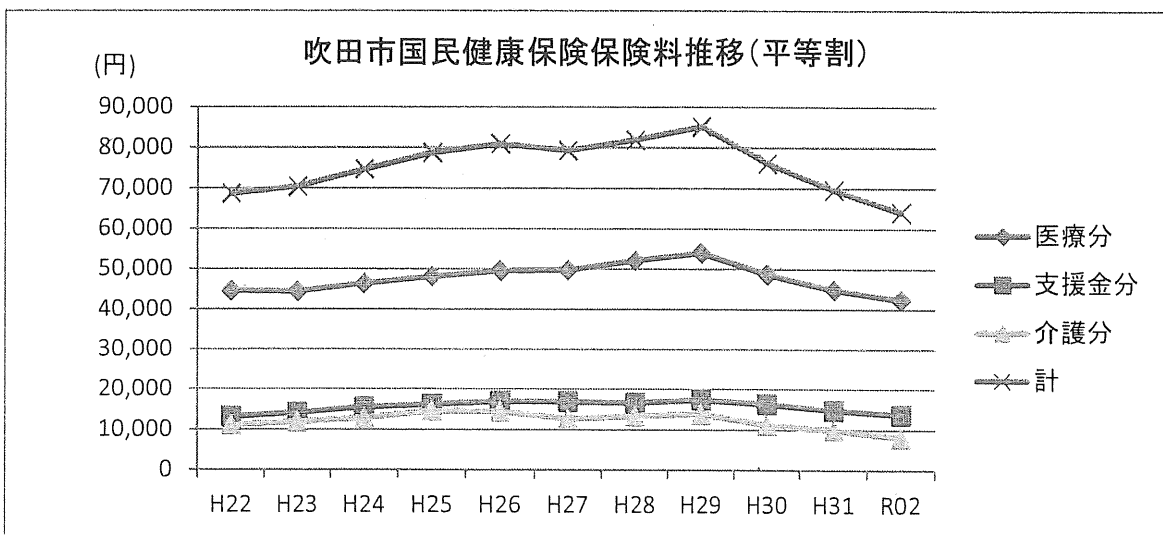
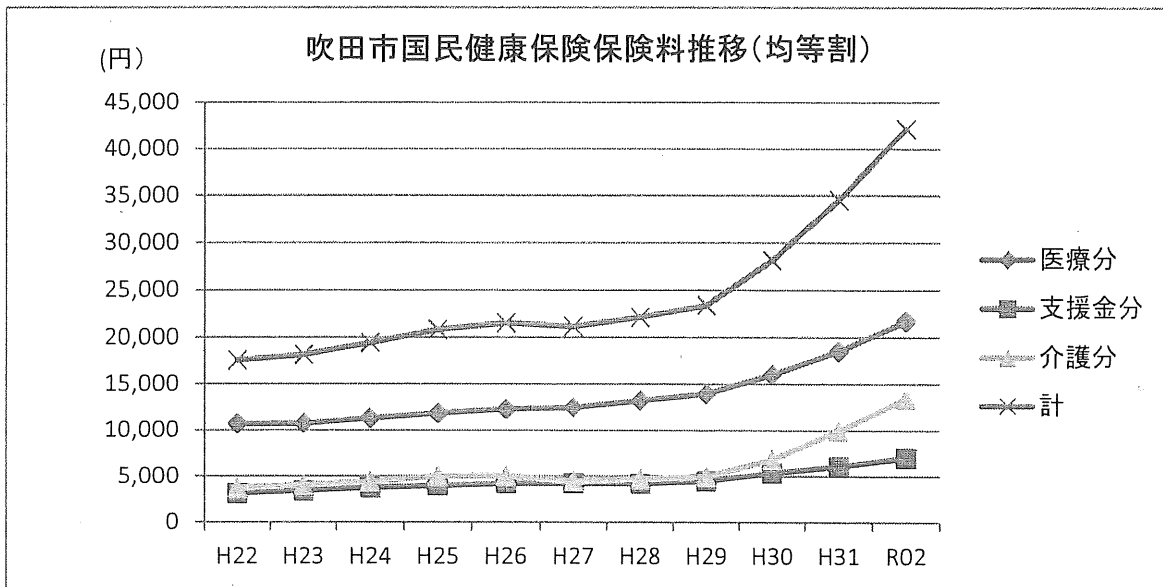
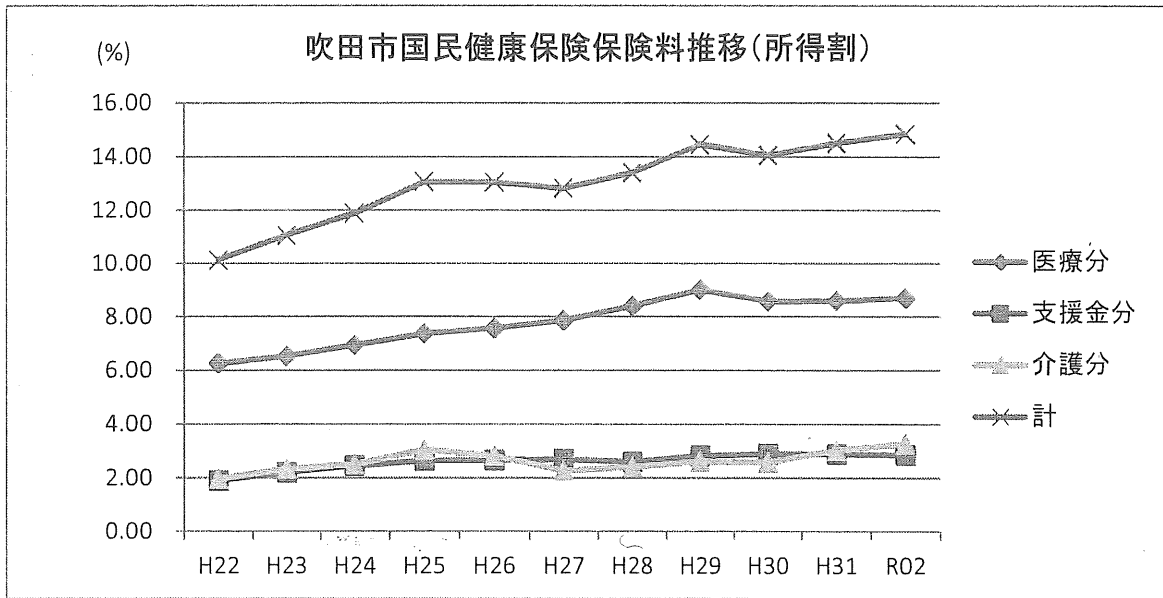
吹田市国民健康保険料 被保険者1人当たりの月額調定額推移

(単位:円)

	医療分	改定率	支援金分	改定率	医療 + 支援金 の計	改定率	介護分	改定率	合計	改定率
平成14年度 (2002年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,327	3.19%	7,413	0.56%
平成15年度 (2003年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,395	5.12%	7,481	0.92%
平成16年度 (2004年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,642	17.71%	7,728	3.30%
平成17年度 (2005年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,819	10.78%	7,905	2.29%
平成18年度 (2006年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,856	2.03%	7,942	0.47%
平成19年度 (2007年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,830	-1.40%	7,916	-0.33%
平成20年度 (2008年度)	4,848	-20.34%	1,238	皆増	6,086	0.00%	1,649	-9.89%	7,735	-2.29%
平成21年度 (2009年度)	4,915	1.38%	1,367	10.42%	6,282	3.22%	1,683	2.06%	7,965	2.97%
平成22年度 (2010年度)	4,915	0.00%	1,386	1.39%	6,301	0.30%	1,842	9.45%	8,143	2.23%
平成23年度 (2011年度)	4,915	0.00%	1,503	8.44%	6,418	1.86%	2,021	9.72%	8,439	3.64%
平成24年度 (2012年度)	5,210	6.00%	1,647	9.58%	6,857	6.84%	2,122	5.00%	8,979	6.40%
平成25年度 (2013年度)	5,395	3.55%	1,696	2.98%	7,091	3.41%	2,307	8.72%	9,398	4.67%
平成26年度 (2014年度)	5,573	3.30%	1,818	7.19%	7,391	4.23%	2,277	-1.30%	9,668	2.87%
平成27年度 (2015年度)	5,573	0.00%	1,810	-0.44%	7,383	-0.11%	1,925	-15.46%	9,308	-3.72%
平成28年度 (2016年度)	5,950	6.76%	1,840	1.66%	7,790	5.51%	2,084	8.26%	9,874	6.08%
平成29年度 (2017年度)	6,162	3.56%	1,956	6.30%	8,118	4.21%	2,120	1.73%	10,238	3.69%
平成30年度 (2018年度)	6,162	0.00%	2,096	7.16%	8,258	1.72%	2,396	13.02%	10,654	4.06%
平成31年度 (2019年度)	6,241	1.28%	2,047	-2.34%	8,288	0.36%	2,658	10.93%	10,946	2.74%
令和2年度 (2020年度) 改定案	6,495	4.07%	2,087	1.95%	8,582	3.55%	2,707	1.84%	11,289	3.13%
前年度 との差	+254		+40		+294		+49		+343	

平成21年度(2009年度)～平成31年度(2019年度) 令和2年度(2020年度)改定案 吹田市国民健康保険 保険料率等推移

	平成 21年度 (2009年度)	平成 22年度 (2010年度)	平成 23年度 (2011年度)	平成 24年度 (2012年度)	平成 25年度 (2013年度)	平成 26年度 (2014年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度) 改定案	
所得割率 (%)	医療分	5.88	6.25	6.52	6.93	7.37	7.57	7.86	8.40	8.58	8.60	8.70	
	支援金分	1.64	1.90	2.20	2.45	2.64	2.66	2.69	2.60	2.89	2.88	2.86	
	介護分	1.53	1.98	2.34	2.50	3.05	2.82	2.27	2.41	2.58	3.02	3.28	
	計	9.05	10.13	11.06	11.88	13.06	13.05	12.82	13.41	14.45	14.05	14.50	14.84
均等割 (円)	医療分	10,797	10,688	10,719	11,279	11,844	12,278	12,471	13,216	13,944	15,993	18,518	21,704
	支援金分	2,948	3,138	3,409	3,756	3,975	4,190	4,217	4,204	4,473	5,349	6,098	7,015
	介護分	3,395	3,732	4,022	4,384	5,008	5,038	4,456	4,705	4,972	6,826	9,941	13,422
	計	17,140	17,558	18,150	19,419	20,827	21,506	21,144	22,125	23,389	28,168	34,557	42,141
平等割 (円)	医療分	45,350	44,547	44,376	46,384	48,085	49,519	49,746	52,039	54,007	48,662	44,794	42,314
	支援金分	12,380	13,080	14,112	15,444	16,138	16,900	16,822	16,552	17,323	16,275	14,750	13,676
	介護分	10,044	11,007	11,861	12,817	14,495	14,441	12,672	13,270	13,837	11,165	9,954	8,079
	計	67,774	68,634	70,349	74,645	78,718	80,860	79,240	81,861	85,167	76,102	69,498	64,069
賦課 限度額 (円)	医療分	470,000	500,000	500,000	510,000	510,000	510,000	520,000	540,000	540,000	580,000	610,000	630,000
	支援金分	120,000	130,000	130,000	140,000	140,000	160,000	170,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	介護分	100,000	100,000	100,000	120,000	120,000	140,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	170,000
	計	690,000	730,000	730,000	770,000	770,000	810,000	850,000	890,000	890,000	930,000	960,000	990,000

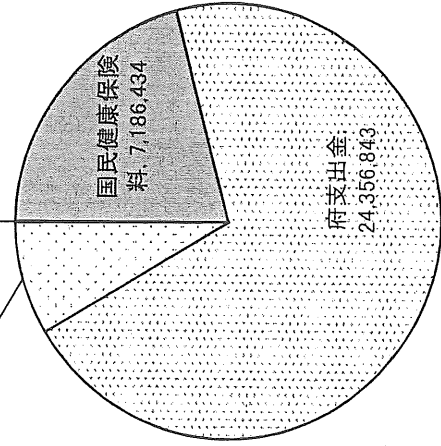


令和2年度(2020年度)吹田市国民健康保険特別会計当初予算(案)

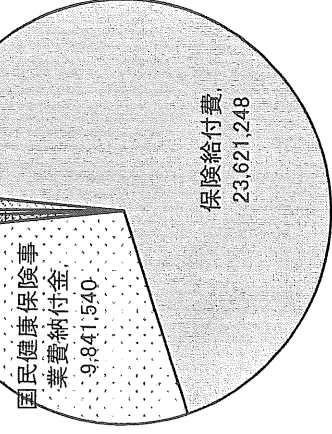
(単位:千円)

歳入		歳出			
項目	金額	割合	項目	金額	割合
(1) 国民健康保険料	7,186,434	20.8%	(1) 総務費	483,929	1.4%
(2) 一部負担金	1	0.0%	(2) 保険給付費	23,621,248	68.5%
(3) 使用料及び手数料	1,400	0.0%	(3) 国民健康保険事業費納付金	9,841,540	28.5%
(4) 国庫支出金	7,347	0.0%	(4) 共同事業拠出金	10	0.0%
(5) 府支出金	24,356,843	70.6%	(5) 保健事業費	373,000	1.1%
(6) 繰入金	2,926,478	8.5%	(6) 公債費	20	0.0%
(7) 諸収入	26,304	0.1%	(7) 諸支出金	185,060	0.5%
合計	34,504,807	100.0%	合計	34,504,807	100.0%

繰入金, 諸収入, 26,304
繰入金, 2,926,478



諸支出金, 185,060
保健事業費, 373,000
総務費, 483,929



令和2年度(2020年度)吹田市国民健康保険特別会計当初予算(案)前年対比

歳入

(単位:千円)

項目		A 令和2年度 (2020年度) 当初予算案	B 令和元年度 (2019年度) 当初予算	A-B 対前年度増減
(1)	国民健康保険料	7,186,434	7,213,450	△ 27,016
(2)	一部負担金	1	2	△ 1
(3)	使用料及び手数料	1,400	1,400	0
(4)	国庫支出金	7,347	1	7,346
(5)	府支出金	24,356,843	24,549,302	△ 192,459
(6)	繰入金	2,926,478	3,312,866	△ 386,388
(7)	諸収入	26,304	26,332	△ 28
合 計		34,504,807	35,103,353	△ 598,546

歳出

(単位:千円)

項目		A 令和2年度 (2020年度) 当初予算案	B 令和元年度 (2019年度) 当初予算	A-B 対前年度増減
(1)	総務費	483,929	509,361	△ 25,432
(2)	保険給付費	23,621,248	23,853,402	△ 232,154
(3)	国民健康保険事業費納付金	9,841,540	9,776,604	64,936
(4)	共同事業拠出金	10	10	0
(5)	保健事業費	373,000	374,846	△ 1,846
(6)	公債費	20	70	△ 50
(7)	諸支出金	185,060	574,060	△ 389,000
(8)	予備費	0	15,000	△ 15,000
合 計		34,504,807	35,103,353	△ 598,546

一 般 会 計 繰 入 金

(単位:千円)

	令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)(案)		差
	繰入金	算定方法	繰入金	算定方法	
保険基盤安定繰入金	2,120,000	保険料軽減相当分	2,094,000	保険料軽減相当分	△ 26,000
事務、人件費不足分	525,591	事務、人件費不足分	509,638	事務、人件費不足分	△ 15,953
出産育児一時金補助対象分	70,000	出産育児一時金の 3分の2	70,000	出産育児一時金の 3分の2	0
財政安定化支援事業分	195,699	財政安定化支援事業 実施に伴う影響分	164,466	財政安定化支援事業 実施に伴う影響分	△ 31,233
小 計 (A)	2,911,290		2,838,104		△ 73,186
地方単独事業国庫負担減少分	48,400	療給国庫負担減少分 -府補助金	45,800	療給国庫負担減少分 -府補助金	△ 2,600
保険料減免分等	37,106	保険料減免分 一部負担金減免分	42,574	保険料減免分 一部負担金減免分	5,468
その他	70	公債費	0		△ 70
小 計 (B)	85,576		88,374		2,798
累積赤字解消分 (C)	316,000	累積赤字解消分	0		△ 316,000
合 計 (A) + (B) + (C)	3,312,866		2,926,478		△ 386,388

平成30年度までの特定健康診査実績

1 支払実績

	H28年度			H29年度			H30年度		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	23,137	7,737	33.4%	21,360	7,079	33.1%	20,398	6,578	32.2%
65-74歳	31,547	17,323	54.9%	30,653	16,722	54.6%	29,519	15,705	53.2%
合計	54,684	25,060	45.8%	52,013	23,801	45.8%	49,917	22,283	44.6%

*対象者数は年度中に受診票を発行した数
(年度途中喪失者含む)

前年度比受診者数 97.6%

2 法定報告件数

*法定報告とは年度を通して継続加入していた被保険者を対象として特定健診対象者数、受診者数を国に報告する数値

	H28年度								
				男(内訳)			女(内訳)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	20,869	7,056	33.8%	9,862	2,714	27.5%	11,007	4,342	39.4%
65-74歳	30,782	16,691	54.2%	13,234	6,620	50.0%	17,548	10,071	57.4%
合計	51,651	23,747	46.0%	23,096	9,334	40.4%	28,555	14,413	50.5%

	H29年度								
				男(内訳)			女(内訳)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	19,570	6,513	33.3%	9,276	2,545	27.4%	10,294	3,968	38.5%
65-74歳	29,966	16,142	53.9%	12,765	6,365	49.9%	17,201	9,777	56.8%
合計	49,536	22,655	45.7%	22,041	8,910	40.4%	27,495	13,745	50.0%

	H30年度								
				男(内訳)			女(内訳)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	18,668	6,125	32.8%	8,908	2,407	27.0%	9,760	3,718	38.1%
65-74歳	28,852	15,387	53.3%	12,175	6,075	49.9%	16,677	9,312	55.8%
合計	47,520	21,512	45.3%	21,083	8,482	40.2%	26,437	13,030	49.3%

※法定報告参考値

	H28(確定値)	H29(確定値)	H30(速報値)
全国	51.4%	53.1%	-
市町村国保	36.6%	37.2%	-
吹田市	46.0%	45.7%	45.3%

※特定健診の各年度の目標値

吹田市第2期特定健康診査等実施計画

吹田市第3期特定健康診査等実施計画

H27年度	H28年度	H29年度
56%	58%	60%

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
47%	48%	49%	50%	51%	52%

1 特定保健指導対象者の選定基準

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質		③血圧	40歳～64歳
≥85cm (男性)	2つ以上該当		/	積極的支援	動機付け支援
≥90cm (女性)	1つ該当		あり		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当		なし		動機付け支援
	2つ該当		あり	積極的支援	
	1つ該当		なし		

2 特定保健指導実施状況

(1) 国保健診における特定保健指導判定状況

	情報提供			動機付け支援			積極的支援		
	H28年度	H29年度	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度
40-64歳	6,546	5,973	5,502	557	529	523	634	581	555
65-74歳	15,388	14,913	13,884	1,908	1,782	1,790	/	/	/
合計	21,934	20,886	19,386	2,465	2,311	2,313	634	581	555

(2) 保健指導実施状況 (法定報告)

	H28年度			H29年度			H30年度		
	対象者数	利用者数	実施率	対象者数	利用者数	実施率	対象者数	利用者数	実施率
動機付け支援	2,353	466	19.8%	2,222	432	19.4%	2,699	822	30.5%
積極的支援	579	60	10.4%	531	31	5.8%	558	38	6.8%
合計	2,932	526	17.9%	2,753	463	16.8%	3,257	860	26.4%

※法定報告参考値

		H28(確定値)	H29(確定値)	H30(速報値)
		全国	対象者割合	17.0%
	実施率	18.8%	19.5%	-
市町村国保	対象者割合	11.6%	11.7%	-
	実施率	24.7%	25.6%	-
吹田市	対象者割合	12.3%	12.2%	15.1%
	実施率	17.9%	16.8%	26.4%

第3期特定健康診査等実施計画における特定保健指導目標値

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
53%	60%	65%	70%	75%	80%

(3) 特定保健指導実施状況 (実績)

		H28年度			H29年度			H30年度		
		動機付け支援	積極的支援	計	動機付け支援	積極的支援	計	動機付け支援	積極的支援	計
対象者数		2,465	634	3,099	2,311	581	2,892	2,313	555	2,868
利用状況	内臓脂肪解消セミナー	438	69	507	414	44	458	224	37	261
	メタボ予防相談	30	12	42	20	7	27	8	5	13
	委託	/	/	/	/	/	/	679	19	698
	受講者計	468	81	549	434	51	485	911	61	972
	受講率	19.0%	12.8%	17.7%	18.8%	8.8%	16.8%	39.4%	11.0%	33.9%

*対象者数は年度中に特定保健指導を行った人数 (年度途中喪失者含む)

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

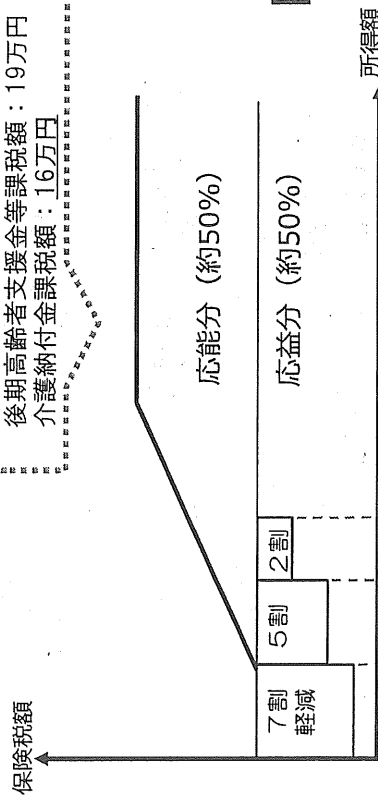
1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

現行

【現行】課税限度額
 基礎課税額：61万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円

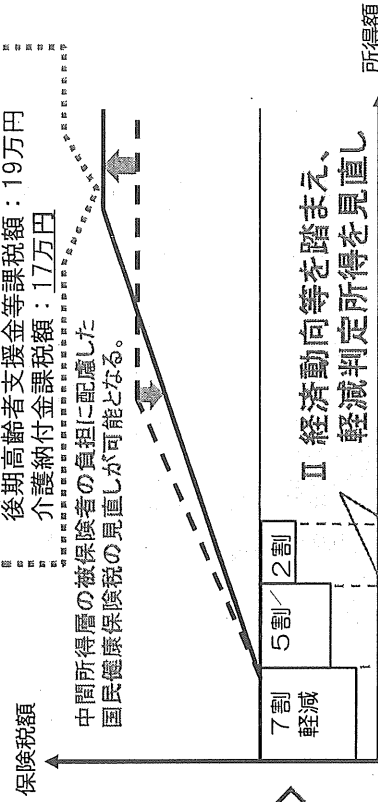


【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移した者を含む。

改正後

I 課税限度額の見直し
 【改正後】課税限度額
 基礎課税額：63万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：17万円



【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移した者を含む。

賦課限度額改定に伴う国民健康保険料比較

介護納付金有

		1人世帯			2人世帯		
給与収入	給与所得	①料率改正 限度額96万円(現行) における保険料 (料率15.00%)	②料率改正 限度額99万円(改正) における保険料 (料率14.84%)	差額 ②-①	③料率改正 限度額96万円(現行) における保険料 (料率15.00%)	④料率改正 限度額99万円(改正) における保険料 (料率14.84%)	差額 ④-③
0	0	31,840	31,840	0	44,490	44,490	0
650,000	0	31,840	31,840	0	44,490	44,490	0
980,000	330,000	31,840	31,840	0	44,490	44,490	0
1,000,000	350,000	56,090	56,050	-40	77,160	77,130	-30
1,250,000	600,000	93,580	93,150	-430	114,670	114,230	-440
1,500,000	850,000	184,200	183,360	-840	152,160	151,330	-830
2,000,000	1,220,000	239,700	238,270	-1,430	252,170	250,730	-1,440
2,500,000	1,570,000	292,190	290,210	-1,980	334,350	332,360	-1,990
3,000,000	1,920,000	344,700	342,150	-2,550	386,840	384,300	-2,540
3,500,000	2,270,000	397,190	394,090	-3,100	439,350	436,240	-3,110
4,000,000	2,660,000	455,690	451,960	-3,730	497,840	494,110	-3,730
4,500,000	3,060,000	515,690	511,320	-4,370	557,840	553,470	-4,370
5,000,000	3,460,000	575,690	570,680	-5,010	617,840	612,830	-5,010
5,500,000	3,860,000	635,690	630,040	-5,650	677,840	672,190	-5,650
6,000,000	4,260,000	695,690	689,400	-6,290	730,480	731,550	1,070
6,236,000	4,448,800	723,710	717,420	-6,290	752,440	759,550	7,110
6,500,000	4,660,000	748,270	748,760	490	777,000	783,970	6,970
6,740,000	4,866,000	772,240	779,070	6,830	800,950	807,780	6,830
7,000,000	5,100,000	799,450	806,110	6,660	828,170	834,830	6,660
8,000,000	6,000,000	904,120	910,150	6,030	932,840	938,870	6,030
8,500,000	6,450,000	950,740	956,450	5,710	960,000	978,160	18,160
8,660,000	6,594,000	960,000	968,980	8,980	960,000	990,000	30,000
8,930,000	6,837,000	960,000	990,000	30,000	960,000	990,000	30,000
9,000,000	6,900,000	960,000	990,000	30,000	960,000	990,000	30,000

介護納付金無

		1人世帯			2人世帯		
給与収入	給与所得	①料率改正 限度額96万円(現行) における保険料 (料率15.00%)	②料率改正 限度額99万円(改正) における保険料 (料率14.84%)	差額 ②-①	③料率改正 限度額96万円(現行) における保険料 (料率15.00%)	④料率改正 限度額99万円(改正) における保険料 (料率14.84%)	差額 ④-③
0	0	25,400	25,400	0	34,020	34,020	0
650,000	0	25,400	25,400	0	34,020	34,020	0
980,000	330,000	25,400	25,400	0	34,020	34,020	0
1,000,000	350,000	44,670	44,650	-20	59,030	59,020	-10
1,250,000	600,000	73,740	73,550	-190	88,110	87,920	-190
1,500,000	850,000	145,180	144,810	-370	117,180	116,820	-360
2,000,000	1,220,000	188,210	187,580	-630	194,240	193,610	-630
2,500,000	1,570,000	228,910	228,040	-870	257,640	256,770	-870
3,000,000	1,920,000	269,620	268,500	-1,120	298,340	297,230	-1,110
3,500,000	2,270,000	310,320	308,960	-1,360	339,050	337,690	-1,360
4,000,000	2,660,000	355,670	354,040	-1,630	384,400	382,770	-1,630
4,500,000	3,060,000	402,190	400,280	-1,910	430,920	429,010	-1,910
5,000,000	3,460,000	448,710	446,520	-2,190	477,440	475,250	-2,190
5,500,000	3,860,000	495,230	492,760	-2,470	523,960	521,490	-2,470
6,000,000	4,260,000	541,750	539,000	-2,750	570,480	567,730	-2,750
6,236,000	4,448,800	563,710	560,830	-2,880	592,440	589,550	-2,890
6,500,000	4,660,000	588,270	585,240	-3,030	617,000	613,970	-3,030
6,740,000	4,866,000	612,240	609,070	-3,170	640,950	637,780	-3,170
7,000,000	5,100,000	639,450	636,110	-3,340	668,170	664,830	-3,340
8,000,000	6,000,000	744,120	740,150	-3,970	772,840	768,870	-3,970
8,500,000	6,450,000	790,740	786,450	-4,290	800,000	808,160	8,160
8,660,000	6,594,000	800,000	798,980	-1,020	800,000	820,000	20,000
8,930,000	6,837,000	800,000	820,000	20,000	800,000	820,000	20,000
9,000,000	6,900,000	800,000	820,000	20,000	800,000	820,000	20,000

・現行の賦課限度額は、医療分61万円、支援金分19万円、介護分16万円です。

・改定(案)賦課限度額は、医療分63万円、支援金分19万円、介護分17万円です。

令和2年度軽減基準改正(案)

	現行	改正案
7割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)以下の世帯	変更なし
5割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × <u>28万円</u>]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × <u>28万5千円</u>]以下の世帯
2割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × <u>51万円</u>]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(33万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × <u>52万円</u>]以下の世帯

所得での比較表(案)

		現行の軽減基準	R2軽減基準(案)
		所得	所得
7割軽減		330,000円以下	330,000円以下 (変更なし)
5割軽減	1人世帯	610,000円以下	615,000円以下
	2人世帯	890,000円以下	900,000円以下
	3人世帯	1,170,000円以下	1,185,000円以下
	4人世帯	1,450,000円以下	1,470,000円以下
	5人世帯	1,730,000円以下	1,755,000円以下
	6人世帯	2,010,000円以下	2,040,000円以下
2割軽減	1人世帯	840,000円以下	850,000円以下
	2人世帯	1,350,000円以下	1,370,000円以下
	3人世帯	1,860,000円以下	1,890,000円以下
	4人世帯	2,370,000円以下	2,410,000円以下
	5人世帯	2,880,000円以下	2,930,000円以下
	6人世帯	3,390,000円以下	3,450,000円以下

軽減基準変更に伴う保険料比較表

1人世帯 介護納付金あり

		政令軽減変更無	現行軽減	政令軽減変更後	新軽減	差額
所得	0円	31,200	7割軽減	31,200	7割軽減	0
	33万円	31,200	7割軽減	31,200	7割軽減	0
	50万円	76,670	5割軽減	76,670	5割軽減	0
	56万円	85,360	5割軽減	85,360	5割軽減	0
	58万円	88,260	5割軽減	88,260	5割軽減	0
	60万円	91,170	5割軽減	91,170	5割軽減	0
	<i>61.5万円</i>	<i>124,550</i>	<i>2割軽減</i>	<i>93,340</i>	<i>5割軽減</i>	<i>▲ 31,210</i>
	65万円	129,620	2割軽減	129,620	2割軽減	0
	75万円	144,120	2割軽減	144,120	2割軽減	0
	80万円	151,370	2割軽減	151,370	2割軽減	0
	84万円	157,170	2割軽減	157,170	2割軽減	0
	<i>85万円</i>	<i>179,440</i>	<i>軽減なし</i>	<i>158,620</i>	<i>2割軽減</i>	<i>▲ 20,820</i>
	90万円	186,690	軽減なし	186,690	軽減なし	0

現行 5割軽減所得・・・610,000円以下

現行 2割軽減所得・・・840,000円以下



新 5割軽減所得・・・615,000円以下

新 2割軽減所得・・・850,000円以下

2人世帯 介護納付金が2人ともあり

		政令軽減変更無	現行軽減	政令軽減変更後	新軽減	差額
所得	0円	41,570	7割軽減	41,570	7割軽減	0
	33万円	41,570	7割軽減	41,570	7割軽減	0
	50万円	93,940	5割軽減	93,940	5割軽減	0
	70万円	122,940	5割軽減	122,940	5割軽減	0
	80万円	137,440	5割軽減	137,440	5割軽減	0
	89万円	150,500	5割軽減	150,500	5割軽減	0
	<i>90万円</i>	<i>193,530</i>	<i>2割軽減</i>	<i>151,940</i>	<i>5割軽減</i>	<i>▲ 41,590</i>
	100万円	208,030	2割軽減	208,030	2割軽減	0
	120万円	237,030	2割軽減	237,030	2割軽減	0
	135万円	258,780	2割軽減	258,780	2割軽減	0
	<i>137万円</i>	<i>289,400</i>	<i>軽減なし</i>	<i>261,670</i>	<i>2割軽減</i>	<i>▲ 27,730</i>
	140万円	293,760	軽減なし	293,760	軽減なし	0

現行5割軽減所得・・・ 890,000円以下

現行2割軽減所得・・・1,350,000円以下



新 5割軽減所得・・・ 900,000円以下

新 2割軽減所得・・・1,370,000円以下

平成31年度(2019年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1～6人世帯)

給与収入	給与所得	1人世帯				2人世帯				3人世帯			
		平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率
98万円以下	330,000円以下	31,200円	31,840円	640円	2.05%	41,570円	44,490円	2,920円	7.02%	48,960円	53,100円	4,140円	8.46%
100万円	350,000円	54,920円	56,050円	1,130円	2.06%	72,190円	77,130円	4,940円	6.84%	84,500円	91,490円	6,990円	8.27%
125万円	600,000円	91,170円	93,150円	1,980円	2.17%	108,440円	114,230円	5,790円	5.34%	120,750円	128,590円	7,840円	6.49%
150万円	850,000円	179,440円	162,120円	-17,320円	-9.65%	144,690円	151,330円	6,640円	4.59%	157,000円	165,690円	8,690円	5.54%
175万円	1,048,800円	208,260円	212,860円	4,600円	2.21%	215,090円	225,340円	10,250円	4.77%	185,830円	195,180円	9,350円	5.03%
200万円	1,220,000円	233,100円	238,270円	5,170円	2.22%	239,920円	250,740円	10,820円	4.51%	259,610円	273,730円	14,120円	5.44%
250万円	1,570,000円	283,850円	290,210円	6,360円	2.24%	318,400円	332,360円	13,960円	4.38%	310,360円	325,670円	15,310円	4.93%
300万円	1,920,000円	334,600円	342,150円	7,550円	2.26%	369,150円	384,300円	15,150円	4.10%	393,760円	413,010円	19,250円	4.89%
350万円	2,270,000円	385,350円	394,090円	8,740円	2.27%	419,900円	436,240円	16,340円	3.89%	444,510円	464,950円	20,440円	4.60%
400万円	2,660,000円	441,900円	451,960円	10,060円	2.28%	476,460円	494,110円	17,650円	3.70%	501,060円	522,820円	21,760円	4.34%
450万円	3,060,000円	499,900円	511,320円	11,420円	2.28%	534,460円	553,470円	19,010円	3.56%	559,060円	582,180円	23,120円	4.14%
500万円	3,460,000円	557,900円	570,680円	12,780円	2.29%	592,460円	612,830円	20,370円	3.44%	617,060円	641,540円	24,480円	3.97%
550万円	3,860,000円	615,900円	630,040円	14,140円	2.30%	650,460円	672,190円	21,730円	3.34%	675,060円	700,900円	25,840円	3.83%
600万円	4,260,000円	673,900円	689,400円	15,500円	2.30%	708,460円	731,550円	23,090円	3.26%	733,060円	760,260円	27,200円	3.71%
650万円	4,660,000円	731,900円	748,760円	16,860円	2.30%	765,860円	783,970円	18,110円	2.36%	790,460円	812,680円	22,220円	2.81%
675万円	4,875,000円	763,070円	780,100円	17,030円	2.23%	790,540円	808,820円	18,280円	2.31%	815,150円	837,540円	22,390円	2.75%
700万円	5,100,000円	791,750円	806,110円	14,360円	1.81%	816,370円	834,830円	18,460円	2.26%	840,980円	863,550円	22,570円	2.68%
750万円	5,550,000円	843,410円	858,130円	14,720円	1.75%	868,030円	886,850円	18,820円	2.17%	892,640円	915,570円	22,930円	2.57%
800万円	6,000,000円	895,070円	910,150円	15,080円	1.68%	919,450円	938,870円	19,420円	2.11%	937,960円	960,710円	22,750円	2.43%
850万円	6,450,000円	939,630円	956,450円	16,820円	1.79%	958,150円	978,160円	20,010円	2.09%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%
900万円	6,900,000円	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%
950万円	7,350,000円	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%
1千万円	7,800,000円	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%

平成31年度(2019年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1~6人世帯)

給与収入	給与所得	4人世帯				5人世帯				6人世帯			
		平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率
		98万円以下	330,000円以下	61,720円	5,380円	9.55%	63,730円	70,340円	6,610円	10.37%	71,120円	78,950円	7,830円
100万円	350,000円	105,850円	9,040円	9.34%	109,120円	120,200円	11,080円	10.15%	121,430円	134,560円	13,130円	10.81%	
125万円	600,000円	133,060円	9,890円	7.43%	145,370円	157,300円	11,930円	8.21%	157,680円	171,660円	13,980円	8.87%	
150万円	850,000円	169,310円	10,740円	6.34%	181,620円	194,400円	12,780円	7.04%	193,930円	208,760円	14,830円	7.65%	
175万円	1,048,800円	198,130円	11,420円	5.76%	210,440円	223,910円	13,470円	6.40%	222,750円	238,270円	15,520円	6.97%	
200万円	1,220,000円	222,960円	12,000円	5.38%	235,270円	249,310円	14,040円	5.97%	247,580円	263,670円	16,090円	6.50%	
250万円	1,570,000円	330,060円	18,580円	5.63%	286,020円	301,250円	15,230円	5.32%	298,330円	315,610円	17,280円	5.79%	
300万円	1,920,000円	380,810円	19,770円	5.19%	400,500円	423,550円	23,050円	5.76%	349,080円	367,550円	18,470円	5.29%	
350万円	2,270,000円	431,560円	20,960円	4.86%	451,250円	475,490円	24,240円	5.37%	470,950円	498,470円	27,520円	5.84%	
400万円	2,660,000円	525,680円	25,870円	4.92%	507,800円	533,360円	25,560円	5.03%	527,500円	556,350円	28,850円	5.47%	
450万円	3,060,000円	583,680円	27,230円	4.67%	608,300円	639,620円	31,320円	5.15%	585,500円	615,710円	30,210円	5.16%	
500万円	3,460,000円	641,680円	28,590円	4.46%	666,300円	698,980円	32,680円	4.90%	690,920円	727,700円	36,780円	5.32%	
550万円	3,860,000円	699,680円	29,950円	4.28%	724,300円	758,340円	34,040円	4.70%	748,920円	787,060円	38,140円	5.09%	
600万円	4,260,000円	757,680円	31,310円	4.13%	782,300円	817,700円	35,400円	4.53%	806,920円	846,420円	39,500円	4.90%	
650万円	4,660,000円	815,080円	26,330円	3.23%	839,700円	870,120円	30,420円	3.62%	864,320円	898,840円	34,520円	3.99%	
675万円	4,875,000円	839,760円	26,500円	3.16%	864,380円	894,970円	30,590円	3.54%	889,000円	923,700円	34,700円	3.90%	
700万円	5,100,000円	865,590円	26,680円	3.08%	890,210円	920,990円	30,780円	3.46%	914,830円	947,520円	32,690円	3.57%	
750万円	5,550,000円	917,250円	26,020円	2.84%	936,300円	964,970円	28,670円	3.06%	954,820円	986,670円	31,850円	3.34%	
800万円	6,000,000円	956,480円	25,940円	2.71%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	
850万円	6,450,000円	960,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	
900万円	6,900,000円	960,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	
950万円	7,350,000円	960,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	
1千万円	7,800,000円	960,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	960,000円	990,000円	30,000円	3.13%	

介護納付金分を除く
平成31年度(2019年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1～6人世帯)

給与収入	給与所得	1人世帯			2人世帯			3人世帯					
		平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率
		98万円以下	25,240円	25,400円	160円	0.63%	32,620円	34,020円	1,400円	4.29%	40,010円	42,630円	2,620円
100万円	44,370円	44,650円	280円	0.63%	56,670円	59,020円	2,350円	4.15%	68,980円	73,380円	4,400円	6.38%	
125万円	73,070円	73,550円	480円	0.66%	85,370円	87,920円	2,550円	2.99%	97,680円	102,280円	4,600円	4.71%	
150万円	143,850円	127,870円	-15,980円	-11.11%	114,070円	116,820円	2,750円	2.41%	126,380円	131,180円	4,800円	3.80%	
175万円	166,660円	167,790円	1,130円	0.68%	169,520円	173,830円	4,310円	2.54%	149,210円	154,150円	4,940円	3.31%	
200万円	186,330円	187,580円	1,250円	0.67%	189,180円	193,610円	4,430円	2.34%	208,870円	216,600円	7,730円	3.70%	
250万円	226,510円	228,040円	1,530円	0.68%	251,120円	256,770円	5,650円	2.25%	249,050円	257,060円	8,010円	3.22%	
300万円	266,690円	268,500円	1,810円	0.68%	291,300円	297,230円	5,930円	2.04%	315,910円	325,940円	10,030円	3.17%	
350万円	306,870円	308,960円	2,090円	0.68%	331,480円	337,690円	6,210円	1.87%	356,090円	366,400円	10,310円	2.90%	
400万円	351,640円	354,040円	2,400円	0.68%	376,260円	382,770円	6,510円	1.73%	400,860円	411,480円	10,620円	2.65%	
450万円	397,560円	400,280円	2,720円	0.68%	422,180円	429,010円	6,830円	1.62%	446,780円	457,720円	10,940円	2.45%	
500万円	443,480円	446,520円	3,040円	0.69%	468,100円	475,250円	7,150円	1.53%	492,700円	503,960円	11,260円	2.29%	
550万円	489,400円	492,760円	3,360円	0.69%	514,020円	521,490円	7,470円	1.45%	538,620円	550,200円	11,580円	2.15%	
600万円	535,320円	539,000円	3,680円	0.69%	559,940円	567,730円	7,790円	1.39%	584,540円	596,440円	11,900円	2.04%	
650万円	581,240円	585,240円	4,000円	0.69%	605,860円	613,970円	8,110円	1.34%	630,460円	642,680円	12,220円	1.94%	
675万円	605,920円	610,100円	4,180円	0.69%	630,540円	638,820円	8,280円	1.31%	655,150円	667,540円	12,390円	1.89%	
700万円	631,750円	636,110円	4,360円	0.69%	656,370円	664,830円	8,460円	1.29%	680,980円	693,550円	12,570円	1.85%	
750万円	683,410円	688,130円	4,720円	0.69%	708,030円	716,850円	8,820円	1.25%	732,640円	745,570円	12,930円	1.76%	
800万円	735,070円	740,150円	5,080円	0.69%	759,450円	768,870円	9,420円	1.24%	777,960円	790,710円	12,750円	1.64%	
850万円	779,630円	786,450円	6,820円	0.87%	798,150円	808,160円	10,010円	1.25%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	
900万円	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	
950万円	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	
1千万円	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	

介護納付金分を除く
平成31年度(2019年度)と試算料率年間国民健康保険料の比較表(1~6人世帯)

給与収入	給与所得	4人世帯			5人世帯			6人世帯					
		平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度(案) (2020年度)	増減額	増減率
98万円以下		47,390円	51,250円	3,860円	8.15%	54,780円	59,870円	5,090円	9.29%	62,170円	68,480円	6,310円	10.15%
100万円		81,290円	87,740円	6,450円	7.93%	93,600円	102,090円	8,490円	9.07%	105,910円	116,450円	10,540円	9.95%
125万円		109,990円	116,640円	6,650円	6.05%	122,300円	130,990円	8,690円	7.11%	134,610円	145,350円	10,740円	7.98%
150万円		138,690円	145,540円	6,850円	4.94%	151,000円	159,890円	8,890円	5.89%	163,310円	174,250円	10,940円	6.70%
175万円		161,510円	168,520円	7,010円	4.34%	173,820円	182,880円	9,060円	5.21%	186,130円	197,240円	11,110円	5.97%
200万円		181,170円	188,310円	7,140円	3.94%	193,480円	202,660円	9,180円	4.74%	205,790円	217,020円	11,230円	5.46%
250万円		268,750円	280,030円	11,280円	4.20%	233,660円	243,120円	9,460円	4.05%	245,970円	257,480円	11,510円	4.68%
300万円		308,930円	320,490円	11,560円	3.74%	328,620円	343,460円	14,840円	4.52%	286,150円	297,940円	11,790円	4.12%
350万円		349,110円	360,950円	11,840円	3.39%	368,800円	383,920円	15,120円	4.10%	388,500円	406,900円	18,400円	4.74%
400万円		425,480円	440,210円	14,730円	3.46%	413,570円	429,000円	15,430円	3.73%	433,270円	451,990円	18,720円	4.32%
450万円		471,400円	486,450円	15,050円	3.19%	496,020円	515,160円	19,140円	3.86%	479,190円	498,230円	19,040円	3.97%
500万円		517,320円	532,690円	15,370円	2.97%	541,940円	561,400円	19,460円	3.59%	566,560円	590,120円	23,560円	4.16%
550万円		563,240円	578,930円	15,690円	2.79%	587,860円	607,640円	19,780円	3.36%	612,480円	636,360円	23,880円	3.90%
600万円		609,160円	625,170円	16,010円	2.63%	633,780円	653,880円	20,100円	3.17%	658,400円	682,600円	24,200円	3.68%
650万円		655,080円	671,410円	16,330円	2.49%	679,700円	700,120円	20,420円	3.00%	704,320円	728,840円	24,520円	3.48%
675万円		679,760円	696,260円	16,500円	2.43%	704,380円	724,970円	20,590円	2.92%	729,000円	753,700円	24,700円	3.39%
700万円		705,590円	722,270円	16,680円	2.36%	730,210円	750,990円	20,780円	2.85%	754,830円	777,520円	22,690円	3.01%
750万円		757,250円	773,270円	16,020円	2.12%	776,300円	794,970円	18,670円	2.40%	794,820円	816,670円	21,850円	2.75%
800万円		796,480円	812,420円	15,940円	2.00%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%
850万円		800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%
900万円		800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%
950万円		800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%
1千万円		800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%	800,000円	820,000円	20,000円	2.50%